

# 事業承継税制

## Q: 事業承継税制とは何ですか

A: 中小企業のオーナー経営者が死亡し、その親族が経営を引き継ぐ場合に、事業用資産にかかる相続税を軽減する仕組みです。

中小企業では一般的に所有と経営が十分に分離されておらず、経営者に株式が集中していたり、個人所有の宅地が事業用に用いられたりします。たとえ事業に関係するものであっても、個人名義の資産を親族が引き継ぐ際には相続税が課せられます。しかし、税負担があまりに重いと、極端なケースでは納税のために工場を売らざるを得なくなるなど、円滑な事業承継が阻害されるおそれがあります。

こうした点に配慮して、現行税制では、小規模の事業用宅地については80%、自社株の場合は10%、それぞれ相続税の課税価格を減額することが認められています。

## Q: その税制に何か動きがあったのですか

A: 高度成長期に創業した大量の経営者が引退時期を迎えるといわれる昨今、事業承継は中小企業政策の重要テーマとしてクローズアップされています。こうしたなか、昨年末に与党がまとめた2008年度税制改正大綱では、中小企業団体などからの強い要望を受けて、自社株に関する事業承継税制の大幅拡充が盛り込まれました。

具体的には、非上場の自社株に係る相続税について、現行の10%減額措置に代わり、80%を納税猶予する制度が新たに導入されます。ただし、後継者は雇用を維持しつつ

5年間は事業を続ける必要があります。その後も、死亡時まで自社株を持ち続けた場合に限り、最終的に相続税が免除されます(図表)。

新しい事業承継税制は、正式には2009年度税制改正で創設されますが、関連法の「経営承継円滑化法」が施行される今年秋に遡って適用が認められる予定です。

## Q: 税制面の対応だけで事業承継への支援は十分ですか

A: 事業承継をめぐる政策課題は税制以外にも存在しており、より総合的な支援策が求められます。

重要な論点としては、まず、民法上の遺留分制度により、後継者以外の親族に自社株が分散するリスクがあります。遺留分とは、配偶者や子どもなどの相続人が最低限主張できる遺産の取り分のことです。仮に経営者がすべての資産を後継者に集中するよう遺言していても、他の相続人が遺留分の受け取りを要求すればこれを拒めません。

この問題に対応するため、先述の経営承継円滑化法では、経営者の

生前に自社株の相続方法を確定できる「事業承継契約スキーム」の創設が盛り込まれる見込みです。

また、経営者が引退したくても適当な後継者を見つけられない「後継者不足」も深刻化しています。2006年版中小企業白書によると、年間29万社の廃業のうち、後継者難によるものが7万社、それに伴う雇用の喪失が毎年20万~35万人になるとの推定されています。ここ数年、後継者の育成や中小企業の企業合併・買収(M&A)を支援する動きが活発化していますが、中小企業庁は2008年度に、後継者不足に悩む経営者と若い起業家とのお見合いを取り持つ「事業承継支援センター」を全国に設置する方針です。

このような税制面を含む一連の対策により、中小企業における事業の承継・継続が円滑に進み、地域の雇用確保や経済活力の維持につながることが期待されます。□

みずほ総合研究所 政策調査部  
主任研究員 野田彰彦  
akihiko.noda@mizuho-ri.co.jp

## 非上場の自社株に係る事業承継税制の拡充

### 自社株に係る10%減額措置(現行制度)

#### 主な要件

- < 対象会社要件 >  
発行済み株式総額20億円未満の会社
- < 軽減対象の上限 >  
相続した株式のうち、発行済み株式総数の3分の2または評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

### 自社株に係る80%納税猶予(改正後)

#### 主な要件

- 対象会社は中小企業基本法上の中小企業
- 株式総額要件は撤廃
- 軽減対象となる株式の限度額は撤廃ただし、発行済み議決権株式総数の3分の2以下の限度あり
- 雇用の8割以上を維持しつつ5年間事業を継続し、その後株式を死亡時まで継続保有した場合に、猶予税額の納付を免除

(資料) 経済産業省「平成20年度税制改正の概要 <中小企業関係税制>」により作成